

平成30年度当初予算
部局別要求方針

農業委員会事務局

部局別予算要求方針

1 30年度予算要求にあたっての基本的な考え方(予算編成方針を踏まえて)

平成30年7月、改正法(農業委員会等に関する法律)に基づく農業委員等の改選を実施し、新体制で効果的に機能が発揮できる仕組みを構築する。

今回の改選から新たに農地利用最適化推進委員を委嘱し、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などに対して重点的に取り組む。そのために農地中間管理機構、市部局、JA等関係機関との協力体制を強化する。

また、広大な本市の農地を守るため、農地法に基づく許認可業務を適正に行うほか、農地台帳整備及び農地等の利用の最適化の推進に取り組み、優良農地の確保と有効利用を図る。

2 予算要求の重点事項(新年度の取組目標、新規施策等)

(優先すべき事業)

- ・ 委員改選業務と新体制へのスムーズな移行
- ・ 農地等の利用の最適化推進業務
- ・ 農地法に基づく許認可業務
- ・ 農地台帳の整備
- ・ 各種部会活動(①事業計画検討部会 ②農地有効活用推進対策部会 ③農業施策推進対策部会 ④事情聴取部会 ⑤鳥獣害対策特別部会)

(事業の必要性)

- ・ 委員改選後、新体制が円滑にすすむよう新たな仕組みづくりが求められている。
- ・ 法改正により担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農の促進が必須業務とされ、これに関する取組が求められている。
- ・ 優良農地の確保と有効利用に向け、適正な許認可が求められている。
- ・ 26年4月の農地法の改正により農地台帳が法定台帳となり、整備項目、公表事項、非公表事項などが規定され、法に基づく整備と運用が求められている。
- ・ 変動する農業情勢や農地法改正に対応するため、委員の資質向上が求められている。

3 事務事業の再構築(事務事業の検証・見直し、選択と集中の結果)

今回の改選により農業委員数は減員となるが、新たに農地利用最適化推進員を設置することになり、新たな仕組みづくりとその事務量の増加に対応するための業務見直しを行い、事務の効率化を図る。